

令和4年度 第1回
長野市社会福祉審議会資料集

令和4年5月31日（水）

ふれあい福祉センター 5階 ホール

資料一覧

次 第 1 ページ

委員名簿 2 ページ

資料 No 1 令和 5 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について
3 ページ

資料 No 2 放課後子ども総合プラン在り方検討について
5 ページ

【参考資料】

参考資料 1 社会福祉法（抜粋） 13 ページ

参考資料 2 長野市社会福祉審議会条例 14 ページ

参考資料 3 長野市社会福祉審議会運営要領 18 ページ

参考資料 4 長野市職員名簿 19 ページ

令和4年度 第1回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和4年5月31日（火）
午後1時～午後2時
場所：ふれあい福祉センター
5階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 諮 問

5 議 事

(1) 諮問事項

・令和5年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

(2) 報告事項

・放課後子ども総合プラン在り方検討について

6 そ の 他

7 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

令和4年5月31日

選出区分	委員氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	阿部 孝二	長野市議会議員	障害者福祉	
	市川 和彦	長野市議会議員	児童福祉	
	北澤 哲也	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	寺沢 さゆり	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	
学識経験者	飯島 富士雄	更級医師会 会長	障害者福祉	
	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	小池 正志	長野県社会福祉士会 事務局長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女子大学 専任講師	障害者福祉	新任
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	新任
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水口 崇	信州大学 准教授	児童福祉	
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	
	社会福祉関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査
岩下 秀雄		長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
小林 和夫		長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	副委員長
宮島 孝夫		長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
重野 美信		長野市放課後子どもプラン館長施設長会 顧問	児童福祉	
嶋田 直人		長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
高山 さや佳		長野市ボランティアセンター運営委員会 委員長	地域福祉	
寺田 裕明		長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
丸山 香里		長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
峰川 暁見		長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
横地 克己		長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	
和田 典善		長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

令和5年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和4年5月31日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

(1) 平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

(2) 平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

(3) 平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
 - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

(4) 令和元年度以降

保育所等保育料を据え置き
令和4年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。

4 令和5年度の保育料（利用者負担）について

本市における令和5年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

令和4年度保育料基準額表

資料 1-2

単位:円

表1 1号認定(幼稚園、認定こども園)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年多
齢子
制力
限ウ
ナシ

年多
齢子
制力
限ウ
ナシ

表3 2号・3号認定(保育園、認定こども園、地域型保育事業)

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0

年多
齢子
制力
限ウ
ナシ

年多
齢子
制力
限ウ
ナシ

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

年多
齢子
制力
限ウ
ナシ

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

放課後子ども総合プラン事業の運営体制の在り方の検討経過
及び
新法人の設立について

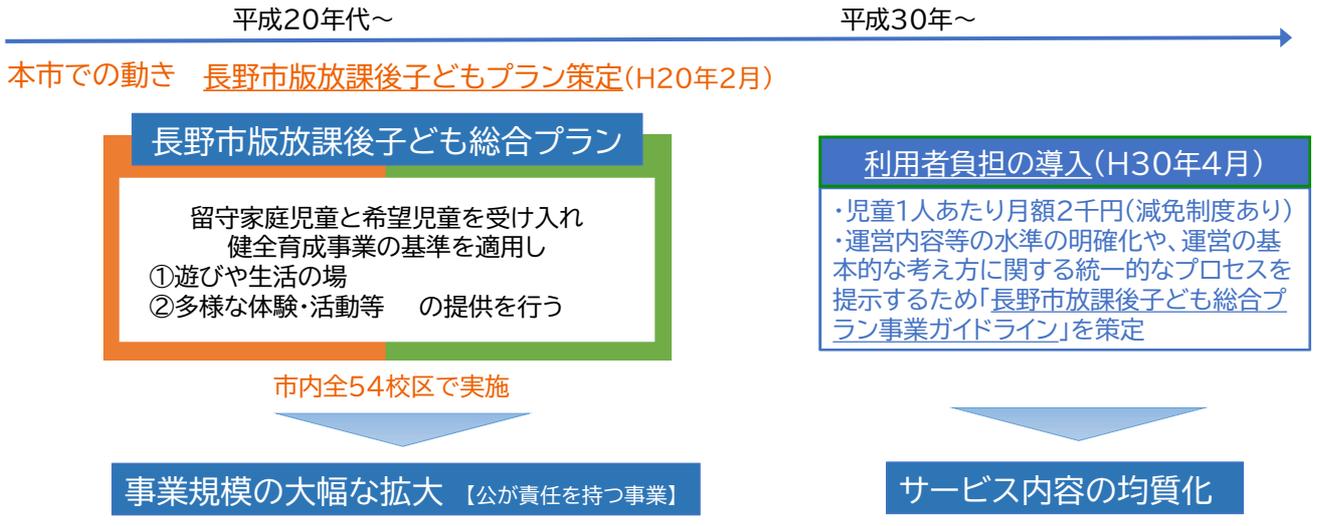
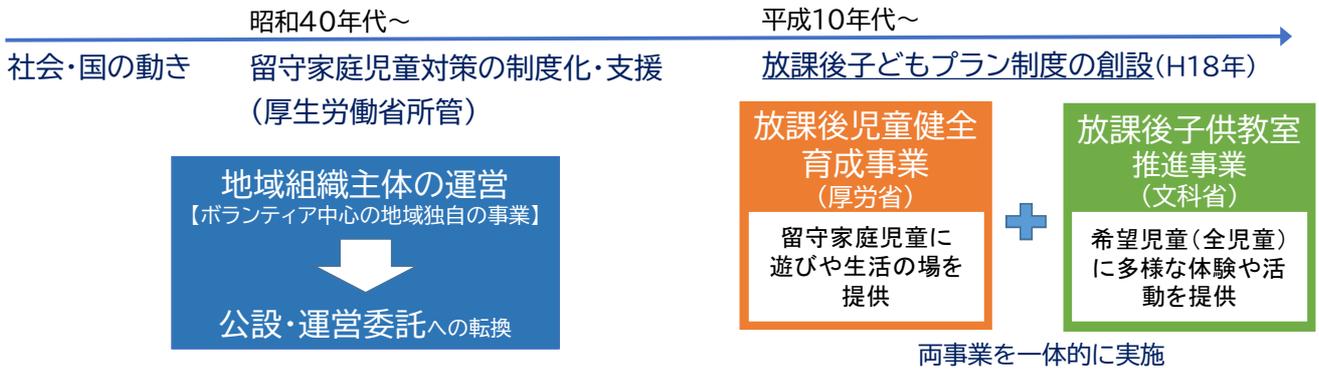


令和4年5月

こども未来部こども政策課

I 放課後子ども総合プラン事業の
運営体制の在り方の検討経過

1 放課後児童対策事業のこれまでの動き



2 検討に当たっての組織と経過

運営体制の在り方を検討する背景

地域が主体となって放課後の児童を見守ってきた事業の規模が大幅に拡大し、専門性も増す中、

- ①地域福祉としての名残りを残した事業スキームに限界があり、
- ②主たる事業受託者である市社協として対応が困難になりつつある ことから本事業が目指す姿を明らかにし、その実現に向けて本事業の運営体制の在り方を見直すもの

検討組織の設置と検討する内容等

- 放課後子ども総合プラン推進委員会の下部組織として、運営体制の在り方を検討する小委員会を設置(令和3年5月21日)
- 任務は、本事業の運営体制に関することについての検討
- 委員は、推進委員会本会から委員長を含め4名の委員に加え、専門的知見を持つ6名の外部委員により構成

3 市としての基本姿勢と4つの目指す姿

市としての基本姿勢

持続可能な事業として充実

- ◆ 家庭だけでなく社会・地域で子どもを支える理念の下、「**長野市版放課後子ども総合プラン事業**」を**持続可能な事業として充実**させていく必要がある

福祉的意義と教育的意義の両立

- ◆ **安心で安全な遊び・生活の場であるという福祉的な意義はもとより、多様な体験活動や交流の機会としての教育的な意義を両立**させ、**子どもの健やかな育ちを支援**する必要がある

4つの目指す在り方・姿

個々の児童に応じた(適した)支援

小学校、関係機関との更なる連携

多様な体験・学びの提供

サービスを維持・向上できる運営体制

安心で安全な居場所であることが大前提

4 議論の流れ

市としての基本姿勢 4つの目指す姿

目指す姿を実現するために何をすべきか

市がより積極的に事業全体をマネジメントできる運営体制を構築する

現状継続

- ◆ 市社協として事業継続は困難
・市社協全体の3分の2を占める職員を抱え、専門外の事業に適切なマネジメントを確保できない

市社協受託事業を一括して民間事業者へ委託

- ◆ 1,000人以上の職員確保困難
- ◆ 地域に密着して公的機関が担ってきた事業の経過による市民感情
- ◆ 大幅なコスト増への懸念

- ◆ 現在、4施設を運営する労協ながのが、令和元年度の指定管理者選定において北部ブロック15施設の指定管理者として選定されたが、当該施設職員の反対等により頓挫した経過がある

市が直営で事業を運営

検討

新たな事業主体を設置

検討

市が直営で事業を運営



- ◆ 人口減少社会における自治体経営の観点から、職員の大幅な増加は困難である
- ◆ 会計年度任用職員制度の制約により、本事業に特化した職員雇用が困難である
 - ・昇給・昇格の仕組みがない
 - ・単年度雇用
 - ・市の多種業務に標準化した内容
- ◆ 市の規定に基づく事務執行のため、現場が必要とする柔軟性に乏しい
- ◆ 全国的には直営での運営は減少し、他の運営方法への転換を模索する動きがある
- ◆ 市のトップダウンによる運営になりがち

新たな事業主体を設置

- ◆ 必要に応じた柔軟な組織管理が可能
- ◆ 放課後子ども総合プラン事業だけでなく、将来的に複数の子育て支援事業に取り組むことで、包括的な役割を担える点に直営にはない可能性がある



◆ 実現可能かどうか、先進事例を参考に多面的に検討

- ・組織体制
- ・財政
- ・市との関係
- ・将来構想 等

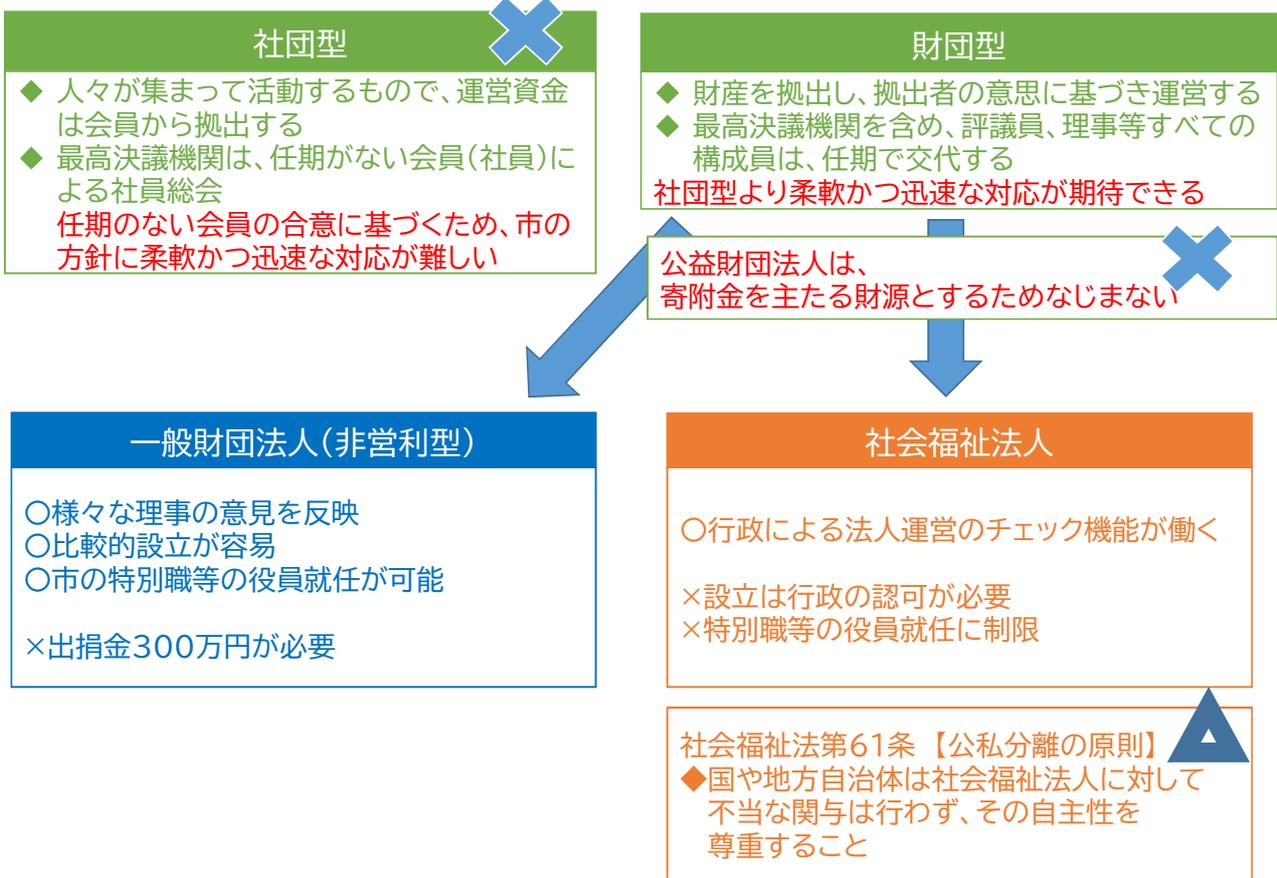


本市の1.4倍近い時給(本市880円 明石市1,200円)など、先進地並みの運営体制をとることは困難しかし、職業的職員の配置など見習う点が多い

5 運営体制の在り方についての中間報告要旨

- ◆ 目指す姿の実現に向け、本事業を抜本的に見直していく際のもっとも重要な観点は**人材の確保**である。
- ◆ 子どもたちの育ちを適切に支援することが、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の理念や「長野市教育の基本理念」につながってくるものである。
- ◆ 人材確保のための重要な**ポイント**は、**雇用条件と勤務体制の柔軟さ・多様な働き方**であることから、これを実現するためには**新たな運営主体を設立することが必要**である。

6 運営主体の法人種別の検討



7 最終報告のまとめ

《運営主体について》

- ◆ 新たな運営主体が必要とした中間報告を踏まえ、法人の種別は一般財団法人又は社会福祉法人が候補となる。社会福祉法第61条の規定を考慮し、市としていずれか適切な法人を決定されたい。
- ◆ 新法人による運営から5年後を目途に、改めて運営状況について検証し、必要な見直し・調整を行うよう求める。

《運営法人の役員構成・職員体制・市との関係性について》

- ◆ ひとつの意見にまとめることはできないものの、以下の意見等を参考に具体的に検討を進められたい。

- ・ シンプルで効率的な組織を求める
- ・ 現場職員の声に耳を傾けて進められたい
- ・ 現場に軸足を置き、オペレーションとマネジメントの峻別を求める
- ・ 複数校区をまとめたエリアでマネジメントする考え方は有効である
- ・ 人事・会計等総務部門の充実も図られたい

《運営委員会との役割分担について》

- ◆ 地域の役員等により構成される運営委員会に決定等を委ねてきたもののうち、職員採用や開館時間など、行政・事業者が判断・対応すべき項目がある。今後も地域との連携や協力を継続するため、行政・事業者と運営委員会との役割分担について再考を求める。

《指定管理者制度について》

- ◆ 施設間の平準化とともに、標準的なサービスレベル全体の底上げを図ることが現時点での本事業の方向性であることを踏まえると、指定管理者制度になじまない面があるといえる。業務委託など指定管理者制度によらない運営方法について検討すべきである。

《現場への支援に関する業務と人材育成の強化》

- ◆ 今後、充実が求められる業務として「現場を支援する業務」が考えられる。市の意向と現場をつなぐ業務、学校との連携を支援する業務、保護者や配慮を要する児童への支援などである。現場が行う直接の支援を、別の職員が後方から支援する業務を具体化しよう求める。
- ◆ 職員の更なるスキルアップのため、研修などを通じ人材育成の強化を図る必要がある。

《チルドレンファーストについて》

- ◆ この報告書の意見は、すべて子ども達の利益につながることへの願いが込められている。今回の運営体制の在り方の見直し・検討、社会全体で子育て・子育てを支えていくひとつの成果となることを期待する。

9 市としての決定 新たな運営主体としての新法人の設立について

新法人の種別について

在り方検討小委員会の報告では、一般財団法人と社会福祉法人を提案

市の特別職等の参画によるマネジメント強化を図るとともに、多様な理事構成により柔軟でニーズに応じた運営が期待できる《一般財団法人》を設立することとしたい。

社会福祉法人については、主に次の点で新法人にそぐわないと考えられる。

- ◆ 社会福祉法人は、公私分離の原則に基づく行政関与の制限があること
- ◆ 新法人の主事業である「放課後児童健全育成事業」は、社会福祉法に定める主たる社会福祉事業ではない(第二種社会福祉事業)ことから、社会福祉法人を設立する意義に乏しいこと

Ⅱ 新法人の設立について

1 新法人(一般財団法人)設立に向けての基本的な考え方

14

目的

すべてのこどもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与する

【ステップ1】

放課後子ども総合プラン事業の確実かつ円滑な業務移行

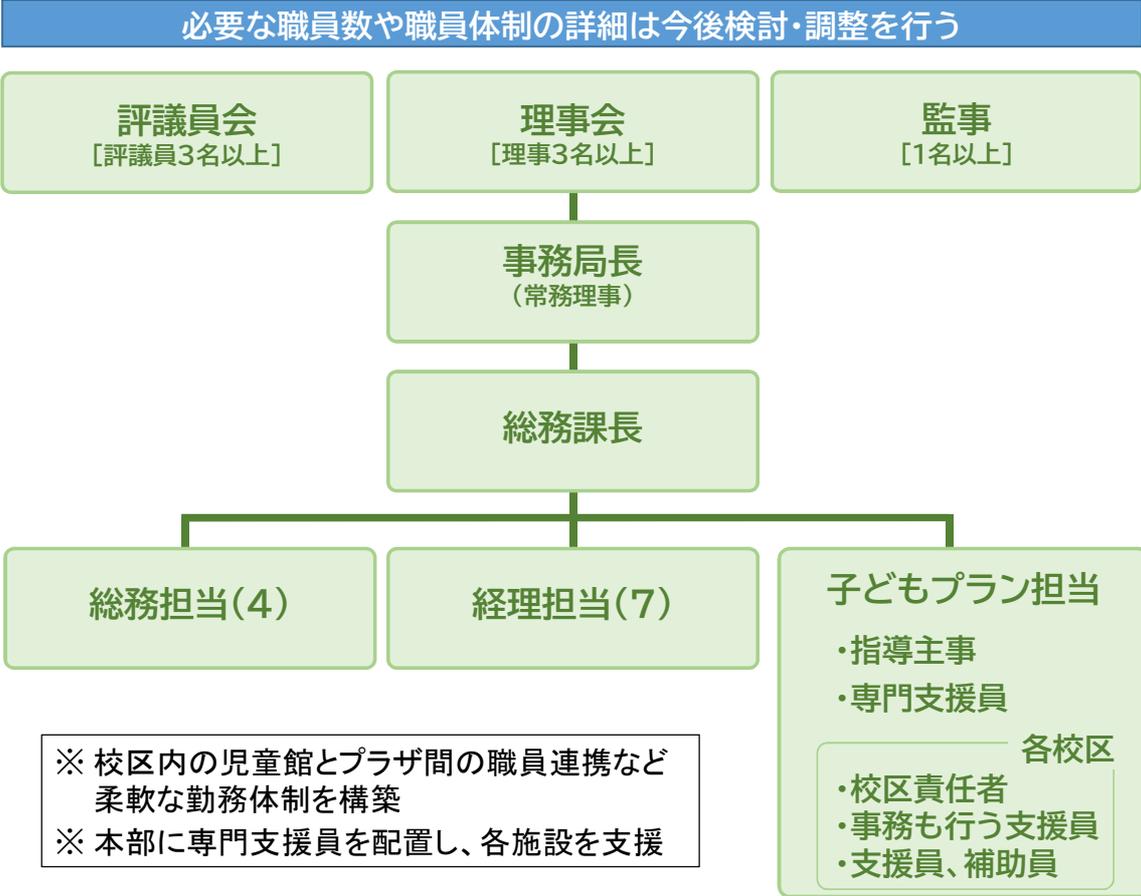
- シンプルで効率的な組織
- 組織におけるマネジメントとオペレーションの峻別
- 現場(オペレーションの最前線)を支援する業務の明確化

【ステップ2】

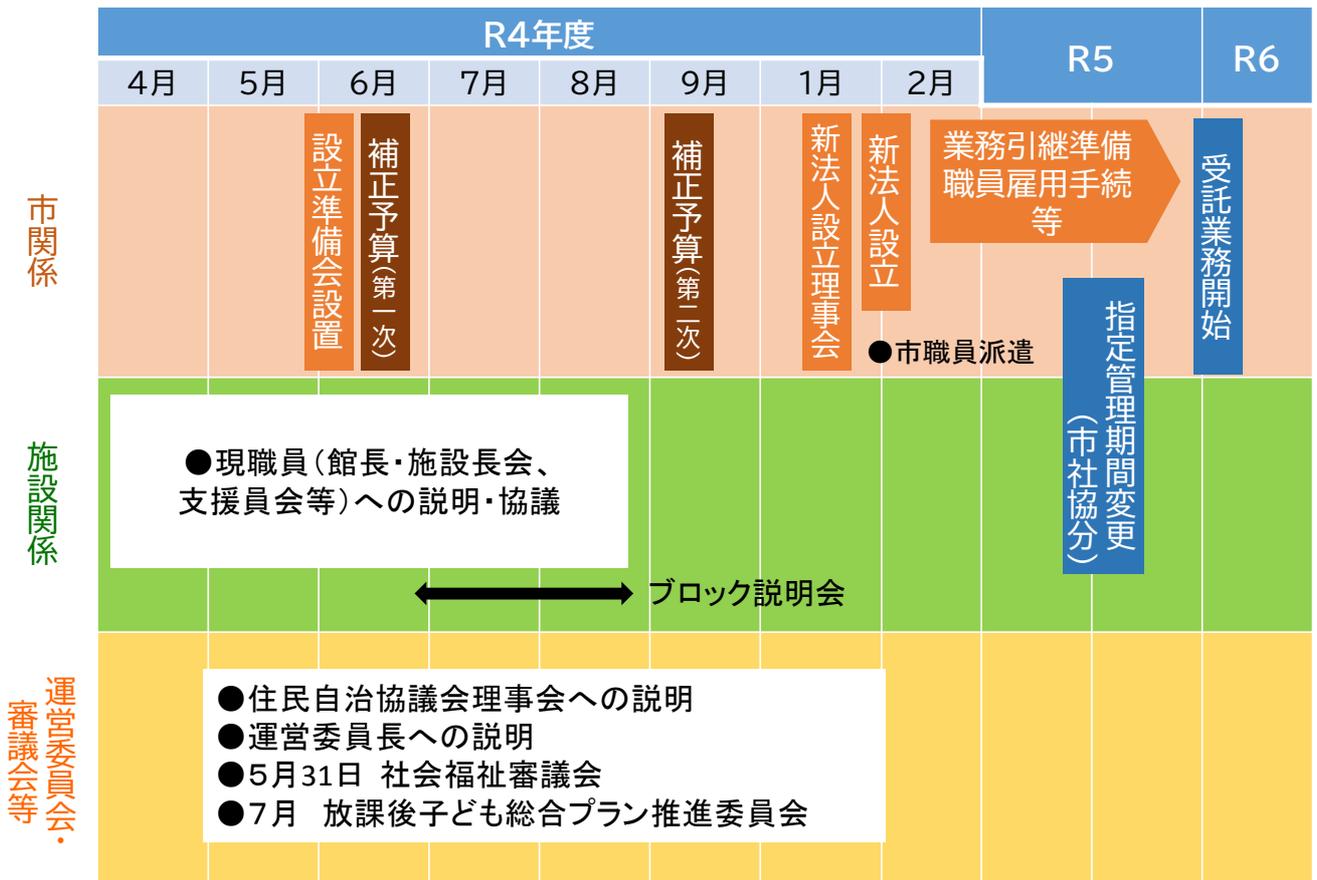
プラン事業以外のこどもの支援活動や自主財源の確保

- こども支援活動の推進や活動団体への支援・相互連携の促進
- クラウドファンディング等による自主財源確保策の検討

2 一般財団法人(仮称)ながのこども財団の組織体系(案)



3 法人設立・業務移行に向けたスケジュール(案)



社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和4年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	中 澤 和 彦	
こども未来部長	日 台 和 子	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	佐 藤 正 修	
保健福祉部生活支援課長	岩 山 兼 司	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	西 山 雅 文	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	長 岩 尚 寿	
保健福祉部介護保険課長	峯 村 八 郎	
保健福祉部障害福祉課長	穂 苅 修 利	
こども未来部次長兼こども政策課長	花 立 勝 広	
こども未来部次長兼子育て家庭福祉課長	河 西 公 志	
こども未来部保育・幼稚園課長	丸 山 隆 文	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 真	
保健福祉部保健所副所長兼総務課長	島 田 武 昭	
保健福祉部保健所健康課長	長 澤 詩 子	